

新座市市有施設の木造化・木質化等に関する方針（案）

平成□□年□□月□□日 庁議決定

（目的）

第1条 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、県有施設の木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日埼玉県知事決裁）に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進等に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この方針において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有施設 市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条第1項に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 建築 新築、増築及び改築をいう。
- (3) 市施工土木工事 市が事業主体となり施工する道路、公園、河川、下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 木造化 市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装、外壁等に木材を用いることをいう。
- (6) 県産木材 原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。

（木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項）

第3条 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4条 市有施設の建築に当たっては、次に掲げるものを除き、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の公共建築物（高さ13メートル以下かつ軒高9メートル以下で延べ面積3,000平方メートル以下のものに限る。）及びこれに附属する工作物は、原則として木造化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準等により、木造化することが困難な施設
- (2) 施設の用途、保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、木造化することに困難な理由がある施設

2 市有施設の建築及び改修に当たっては、木造、非木造にかかわらず、別表に定めるものについて、可能な限り木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施に当たっては、原則として県産木材を使用する。

(市有施設の備品及び消耗品)

第5条 市有施設において、備品及び消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第6条 市有施設において、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第7条 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品の使用に努める。

(木材関連業者等への要請)

第8条 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適

切な供給の確保に努めるよう要請する。

(普及啓発)

第9条 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さ及び木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設の広報その他の普及啓発に努める。

(情報提供等)

第10条 市は、県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集、分析及び提供に努める。

(コスト縮減への留意)

第11条 この方針の運用に当たっては、建設コストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

別表 (第2条、第4条関係)

公 共 建 築 物	用途	内装の木質化 を図る部分	外壁等の木質化 を図る部分
	・学校 ・福祉施設 ・保健・医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・庁舎等	・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室	・軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工 作 物	公共建築物に附属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		